

読書コーナー

ちょっと「敏感な人」が気持ちよく生きる本
「いろいろ気になる」とは「よく気がつく」こと

(王様文庫)



今まで、こういった種類の本を読んだことがなかったのですが、新しい年になりましたので、ちょっと自分を変えてみようかな?と思いまして、こちらの本を読みました。

私自身、自分の性格があまり好きではないので、今まで何度も変えたいなど漠然と思っていたのですが、特に行動移すこともなく今までできてしましましたので、良いきっかけになってくれたらという気持ちもありました。

まずこの本の中で大事なポイントとしてあげているのは、やはり食生活や、運動習慣が大切ということ。今までわかつてはいたものの、なかなか始められないし、続けられない。ただ、甘いものに頼りすぎ

生活は今年から少しづつ自粛しようと思いました。

また、私の中の発見としては、「自分の人生の持ち時間で、何をしてどう暮らしていくか」こういったところを改めて見て直してみるのが、大切である。と書かれていました。つまり、「決められたコース」に縛られる必要はないということです。

ついでに理由についてはあきらめてしまう癖がついていると思うのですが、「自分の人生の持ち時間」と考えると、我慢している時間がもったいない!やりたいことやらなくちゃ!という気持ちにさせられます。

小さなことかもしれません、コロナの自粛期間の影響で家で過ごす時間がたくさんあった時始めたガーデニングや娘が小学生の時クラブ活動でやっていた茶道を見様見真似で一緒にやってみる時間は私にとっていい時間になっているなと感じています。

人間関係にも言えることで、会いたいなとかお話ししておきたいなと思う人は躊躇せず、積極的に連絡を取ってみようと思いました。お互い、いつどうなるかわかりませんので、躊躇してる方がもったいないなと思えるようになりました。

こういった自分にとって心地良い時間をたくさん作って、無駄に我慢したり、自分に言い訳する時間を減らしたいなと思わせてくれた一冊でした。

(文責:藤井)

朝礼にて～職場の教養～

毎日の朝礼で、一般社団法人倫理研究所の「職場の教養」を輪読し、感想を述べています。その感想で、良かったものを紹介致します。

12月21日(木) 慣用句の誤用

慣用句とは、二つ以上の単語を組み合わせ、ある特定の意味を表した言い回しのことです。

例えば「猫の手も借りたい」とは「とても忙しいので誰でもいいから手伝ってほしい」といった場面で用いますが、直接的な言葉遣いより慣用句を用いたほうが、会話や文章の表現をより豊かにする効果があります。

ところが近年では、その慣用句の誤用が目立つようになっています。代表的なものとして、入るのをためらうような高級店の前で「敷居が高い」という慣用句を用いる人がいますが、本来の意味ではありません。

これは「不義理や面目ないなどの理由で、相手の家へ行きにくい」というのが正解で、文化庁の調査でも半数以上が誤用をしているという結果が出ています。

しかし、人々の生活に則して自然発生してきた慣用句は、時代によって変化するものとも言えます。実際、誤用の方も併せて掲載している辞書もあります。

元々の意味や正誤などを含めて、もっと言葉に興味を持ちたいものです。

今日の心がけ

言葉に対して興味を深めましょう

言葉とは、とても不思議で時代とともに変化していく生き物のようなものです。

言葉は時に言いやすい言葉に変化したり、意味すらも変えたりすることがあります。

私たちの7actsにもある「間髪を入れず」もその一つ、この読み方を「カンバツツライズ」と読んでいますが、「カン・ハツツライズ」のように区切るのが正しい読み方です。【あいだ】に髪の毛ひとじを入れるときもしない、ということから、「すぐさま」「とっさに」という意味で使われます。知らぬ間に言いやすい言葉へと変化しているのがおもしろいです。

また、私も知りませんでしたが「輸入」も本来の読み方が違うようです。本来は「シユニウ」で読まれていたものも「諭(ゆ)」と間違って読まれていたことから「ユニウ」と読まるようになったようです。もちろん輸出は「シユンツ」が本来の正しい読み方のようです。言葉とは間違った読み方でも定着すれば、時代とともに正しい読み方へと変化する生き物。

言葉の意味もそうです。「足を洗う」は想像通り悪いことをやめるですが、では「手を染める」と聞けば、悪いことに手を染めるような印象をもってしまいます(私だけかも)。でも、実は何かを始めるが正しい意味のようです。本来はすべてのことに対して使われていた言葉なのに、いつの間にか悪いことに限定されて使われている気がします。それは放送記者やコメディアン、映画など偏った例えを交えて発する言葉に、私たちは影響を受けているように感じます。

普段使っている言葉でも、時代とともに変化し新しい言葉が生まれ化石のように死語となる。とても不思議な生き物のように感じる言葉ですが、百年後千年後ではどう変わり語られていくのか知ることができないのが残念です。チャットGPTに聞けば統計的に知ることができるのか?と思いますが、現代の言葉にもっと触れ合ってみたいと思いました。

(文責:荒川)

編集後記

2月といえば立春。

暦の上では春を迎ますが、まだまだ寒い日が続きます。風邪などひかないように、ご自愛ください。

令和6年
2月1日発行
第175号

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

■かなた税理士法人 Tel:027-361-5568

■株群馬M&Aセンター Tel:027-364-8040

■相続手続支援センター群馬 Tel:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:<http://www.takahashi.co.jp/> E-mail:info@takahashi.co.jp

▲屋上の太陽光発電設備の前で

所長挨拶

向春の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また能登半島地震で被災された方々には心よりお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い生活の再建と地域の復興をお祈り致します。

さて、私どもの事務所が高崎市貝沢町からここ問屋町に移転して来てから今年で20年になります。

同じ年の10月に新潟県中越地震が起こりました。

中越地震の発生時、私は移転したばかりの事務所の4階でお客様と打合せ中で、その大きな揺れに「これでこのビルが倒れたら借金しか残らないな」と本気で思い肝を冷やしたこと今でもはっきり覚えています。

その7年後の2011年には、まだ記憶に新しい東日本大震災が発生し、外壁のタイルが剥がれたり内装の壁紙が裂けたりと、それなりに物的な被害も経験しました。

世界で起きる地震の一割は日本で発生していると言われて

います。

日本にいる限りいつどこで地震に見舞われても不思議ではないと考えていた方がいいのでしょう。

大自然の大きな力の前に、人間の力の弱小を感じるのはこうした不幸な事態に遭遇した時だけで、すぐにそうしたことも忘れ、それどころかその自然環境の悪化に自分自身も加担していることにも気づかないという事の方が実は多いのではないでしょうか。

近年の記録的な猛暑や、雹や竜巻等の激しい天候など、人間社会が産業革命以降生み出したものへの大自然からのしつぶ返しではないと誰が言えるでしょう。

そんな中、自然災害の回避や、自然環境の復元へ向けての様々な努力が行われていることもまた事実です。

私たち一人ひとりも、大自然への畏怖を忘れずに、同時に感謝の念を抱きながら、毎日の生活の中で出来ることを積み上げて行くことが大事ではないかと思った次第です。

今年は暖冬かと思っていたところにいきなり寒波が襲来し寒い毎日が続きます。

皆様には十分にご自愛いただき、お元気に毎日を過ごされますよう心からお祈り申し上げます。

Contents

- P1 所長挨拶・目次
- P2・3 税務トピックス
- P3 将軍の日
- P4 編集後記



かなた税理士法人 ~税務TOPICS~

2024年の賃上げ目標は5%以上

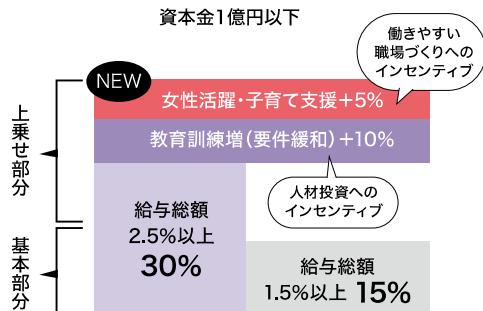
中小企業が受けられる賃上げ促進税制

中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税個人事業主は所得税から税額控除できる制度です。労働組合の中央組織である連合組合員約700万人が『2024年賃上げ要求は『賃上げ分3以上、定昇相当分賃金カーブ維持相当分を含め5以上の賃上げを目安』とする案を発表しています。

賃上げ促進税制が強化され3年延長されます!

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡大し、効果を深めるため賃上げ促進税制が強化され、**3年延長されます！**さらに雇用環境改善のため人材投資・働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与し、賃金だけない「働き方」全般にプラスとなる制度です！

中小企業・個人事業者



控除率 最大45% + 5年間の繰越控除

※令和6年4月1日～令和9年3月31日開始事業年度で適用となります

*個人：令和7年～9年開始事業年度で適用となります

*5年間の繰越控除については持続的な賃上げを実現する観点から、繰越控除をする年度は雇用者全体の給与総額の前期比増加が要件となります

賃上げ目標5%以上そのための中小企業経営者が検討したい6つの対策

賃上げによる人件費の増加を賄いつつ利益を確保し、企業を存続させるためには、大きく次の3つが必要となります。

従業員待遇と労働環境の向上

売上の拡大

収益構造の改善

6つの対策

最低賃金の見直し

最低賃金は毎年10月に改定されています。正社員についても時給換算し、時給が最低賃金を下回っている従業員がないことを確認します。

就業規則の整備

自社の就業規則を整えるとともに、最近の労働法改正にあわせた内容となっていることを確認します。現行の労働法にあっていない場合は、雇用や賃上げにおける助成金の申請がとおらないことがあります。

人材採用の見直し

- ハローワーク等の求人広告は経営者自身の言葉で思いを入力する
- 求人票の冒頭80文字で、何の会社かを印象的に説明
- 仕事内容は単に営業とせず、何を誰にどうするのか具体的に記載する
- ホームページやSNSで社内イベントや業務風景、ランチタイムや退勤後の雰囲気を動画で発信し、どのような社員がいるかなどを伝える
- 若い世代にはTikTokやXなど自社の求人像と合った求人媒体を選択

従業員定着率改善の取り組み

離職率の理由として回答が多い「労働条件、休日など」についても改善に取り組むことが有効です。特に若い世代は給料水準よりも労働時間の長さや休日数の少なさを理由とする離職が目立ちます。

- 土日祝などの休日化、年間休日の増加
- 介護休暇、時間単位の有休などの導入

販売価格の見直し

売上の拡大策はコスト上昇分を販売価格に転嫁する値上げです。価格交渉が難しい販売先に理解してもらうためには、事前に自社で以下を取り組んでおくことが有効です。

- 原価管理の導入による経費内容の把握
- 電気料金や原材料価格についてのデータの収集など

付加価値の向上

売上、利益を拡大するために、新たな製品やサービスに取り組むことがあります。まったく新しい分野に取り組むことだけではありません。従来と同じ製品であっても新たにECサイトでの販売を開始するなど、商流の見直しにより利益率を向上させる取り組みなどが検討可能です。



将軍の日（中期5ヵ年経営計画作成セミナー）

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れて電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたて、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】
55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)



お問い合わせ：かなた税理士法人

027-361-5568 担当：森平

先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際にしていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から